

「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」設置要綱

（目的）

第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海及び境水道の堤防、護岸等（以下、「中海湖岸堤等」という。）の整備の円滑化等を図るため、相互の連絡調整等を行う部会として「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」（以下、「調整会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 調整会議における調整結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。

（所掌事務）

第3条 調整会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- （1）河川管理者が斐伊川水系河川整備計画に基づき実施する中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。
- （2）河川管理者以外が行う中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。
- （3）中海湖岸堤等の円滑な整備に必要な関係行政機関の調整。
- （4）その他必要な事項。

（構成）

第4条 調整会議の構成員、オブザーバーは、別表のとおりとする。

（会長）

第5条 調整会議に会長を1名置く。

- 2 会長は、調整会議を統括するものとし、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長をもってこれに充てる。

（会議）

第6条 調整会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 調整会議において必要があると認めたときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

（事務局）

第7条 調整会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は、調整会議において定める。

付則

この要綱は、平成２２年 ９月 ２日から施行する。

付則

平成２３年 ７月２１日 一部改正
平成２３年 ８月 １日 一部改正
平成２４年 ７月３１日 一部改正
平成２５年 ７月２６日 一部改正
平成２７年 ７月２４日 一部改正
平成２８年 ７月 ８日 一部改正
平成２９年 ７月１４日 一部改正
平成３０年 ７月１１日 一部改正
令和 ３年 ７月 １日 一部改正
令和 ４年 ７月 ４日 一部改正
令和 ６年 ６月１４日 一部改正

別表（第４条関係）

１ 構成員

国等の機関			
国土交通省 中国地方整備局出雲河川事務所長 防 衛 省 航空自衛隊美保基地第３輸送航空隊装備部施設班長 境港管理組合 港湾管理委員会事務局（技）次長			
鳥取県の行政機関		島根県の行政機関	
鳥取県	農林水産部農業振興局農地・水保全課長 県土整備部河川港湾局河川課長 県土整備部河川港湾局港湾課長 西部総合事務所米子県土整備局長	島根県	農林水産部農村整備課長 農林水産部水産課長 土木部道路維持課長 土木部河川課長 土木部斐伊川神戸川対策課長 土木部斐伊川神戸川対策課管理監 土木部港湾空港課長 松江県土整備事務所長
米子市	経済部長 都市整備部長	松江市	都市整備部長 産業経済部長
境港市	建設部長	安来市	政策推進部長 建設部長

２ オブザーバー

気象庁 松江地方气象台
海上保安庁